

九州北部豪雨により被災された皆様の電気料金等の特別措置を実施します。

2017年7月28日
一般社団法人グリーン・市民電力

このたびの九州北部豪雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この災害に伴い、九州電力より「大雨により被災されたお客様に対する電気料金等の特別措置」が実施されることになり、グリーンコープでんきも同様の取り扱いをおこなうことになりました。

下記の特別措置の内容に該当する方がおられましたら、九州電力に申請を行いますので、所属生協の支部・センターまでご連絡をお願いします。

一、対象地域と対象者

(1) 対象地域

今回の特別措置の対象地域は、災害救助法が適用された地域とその隣接地域です。

【災害救助法が適用された市町村】

福岡県：朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町

大分県：日田市、中津市

【隣接する市町村】

福岡県：うきは市、久留米市、八女市・嘉麻市、豊前市、朝倉郡筑前市町、三井郡太刀洗町、京都郡みやこ町、築上郡築上町・上毛町、田川郡川崎町・大任町・赤村

大分県：宇佐市、玖珠郡玖珠町

熊本県：菊池市、山鹿市、阿蘇市、阿蘇郡小国町・南小国町

(2) 対象者

その地域で、被災されて電気が使えなくなった方（罹災証明書が発行された方）が特別措置の対象となります。

二、特別措置の内容

(1) 電気不使用月の基本料金の免除

災害のため電気設備が一時使用不能になった場合、2018年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金が免除されます。

(2) 工事費負担金、臨時工事費、諸工費の免除

- ・2018年1月末日までの間、家屋再建の為の工事費負担金を免除されます。
- ・2018年1月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除されます。
- ・2018年1月末日までの間、引込み線、計量器などの取り付け位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料が免除されます。

三、手続きの流れ

(1) 事前に「特別措置の対象になりうるのか」九州電力と確認しますので、被災の状況(電気設備)や望まれる「特別措置」について、組合員ご本人から所属の支部もし

くはセンターまでお知らせください。特別な報告書や申請書はありません。

(2) 「対象となる」ことが九州電力と確認できましたらご連絡を差し上げますので、罹災証明書を取得しそのコピーを、所属の支部もしくはセンターまでご提出ください。

(3) 届いた罹災証明書を添付して、グリーン・市民電力から正式に九州電力に特別措置の適用を申請します。

(4) 結果についてわかり次第、ご連絡差し上げます。

四、手続きに必要なもの

自治体発行の罹災証明書(コピー)が必要です。

以上